

平成28年6月27日

一般社団法人日本レコード協会

新たなニーズに的確に対応した権利制限規定等の整備に関する当協会の意見

1. WTで挙げられたサービスについて

「所在検索サービス」や「その他CPS関係サービス」の中で例示されていた“音楽の曲名検索サービス”を用いて意見を述べます。

音楽の曲名検索を行うサービスとしては、アーティスト名や曲名等のテキスト検索によるものの他に、フィンガープリント技術を用いたものが既に複数の企業（以下、サービス会社という）から提供されています。こうしたサービス会社は、レコードの権利者であるレコード会社と直接に（または間接）ライセンス契約を締結した上で、音源から生成されたフィンガープリントおよび商品情報を入手し、それらを用いて係るサービスを構築・提供しています。このように、既に民間同士のライセンスに基づく実績あるビジネスが成立しており、この度のニーズの例としては相応しくないと考えます。

また、同様にライセンスに基づいたビジネスが成立している例として、「音源試聴サービスについても、簡単に紹介します。

CDショップのオンラインサイト等における音源試聴サービスは、サイト運営者（この場合は、CDショップ）がレコードの権利者であるレコード会社と直接（または間接）ライセンス契約を締結した上で、サイト上に商品情報やジャケット写真を掲示するとともに、レコード会社の意思に基づいて短く編集・用意された試聴用音源サーバーへのアクセスを誘導するつくりにより、サイトを訪れるユーザーに対し同サービスを提供しています。

したがって、ニーズの例として相応しくないと考えます。

2. 権利制限規定の柔軟性を高めることが我が国に及ぼす効果と影響について

<基本的な考え方>

新たなイノベーションあるいは新規ビジネス創出等を目的とした制度設計を進めるのであれば、「許諾手続（所謂、権利処理）の簡素化・円滑化」に係る施策の検討を基軸とするべきであり、権利制限規定の柔軟性を高めることは、著作物等の保護と利用の

適切なバランスを著しく失すと考えます。

権利制限規定の柔軟性を高めると、要件が抽象的になり、個別具体的な利用に係る権利制限の該否が予測困難となります。そのため、裁判所の判例が確定しなければ法的評価が定まらないことになり、新たなイノベーション、新規ビジネスの安定的な立ち上げ・運営には繋がりません。何よりも、イノベーション等は著作権者等のコンテンツを生業とするものの犠牲のもとに達成されるべきものではなく、民間と民間の契約により実現されるべきものであります。国が民間の経済活動に介入することは、公共性が高い場合に必要最小限度許されるに過ぎません。

そして、権利者の利益を不当に害することが明らかな利用行為であっても、司法手続によらない限り、フェアユース主張をする“居直り侵害”を受忍しなければならず、訴訟コストとの見合いで泣き寝入りせざるを得ないという状況が大変危惧されます。

<権利行使コストについて>

当協会では、平成25年4月、インターネット上に蔓延する違法音楽配信対策を大幅に強化するとともに、適法コンテンツの利用を一層促進することを目的とした専門組織（著作権・保護促進センター：CPPC）を設置し、約10名の選任スタッフが日々レコード会社の権利を守る活動をしております。

例えば、インターネット上に違法アップロードされた音楽ファイルの削除要請件数は、平成21年から累計で400万件にも上ります。また、ファイル共有（P2P）ソフト利用者への対応では、警告文の送付が累計13,000通以上となります。また、当協会会員社が行う発信者情報開示請求は年間100件程度、発信者情報開示請求訴訟は累計12件実施されており、損害賠償請求対象者は累計で170名という結果です。さらに、刑事事件については年間30件程度告訴を行っています。

このような違法対業務について、年間約1億円の費用を要するのに対し、損害賠償金等により回収できるのは僅か年間300万円程度でしかなく、違法対策に係る権利者の負担は今でも甚大であります。

こうした状況の中で柔軟な権利制限規定を導入することは、訴訟等の権利行使を行う際の権利者側の負担が大幅に増加することは明らかであります。

以上